

## フィッチ・グループの信用格付会社 27 社が金融庁長官より指定を受ける

フィッチ・レーティングスー東京ー2011年12月22日：

フィッチ・レーティングス（フィッチ）として信用格付業を行っているグループ企業のうち日本法人を除く 27 社は、本日付で、金融商品取引業等に関する内閣府令第 116 条の 3 第 2 項の規定に基づき、金融庁長官より指定（適用日：2012年1月1日、有効期間：2012年12月31日まで）を受けた。これは、同規定に基づいて 2010年12月27日付けで告示された指定にかかる有効期間が 2011年12月31日をもって満了することに伴うものである。対象となった 27 社の詳細は、以下のとおりである。

### 指定を受けた 27 社

- 1 フィッチ・インク
- 2 フィッチ・アルゼンティーナ・カリフィカドーラ・デ・リエスゴ・エス・エー
- 3 フィッチ・イタリア・エス・ピー・エー
- 4 フィッチ・レーティングス・インディア・プライベート・リミテッド
- 5 ピー・ティー・フィッチ・レーティングス・インドネシア
- 6 フィッチ・ウルグアイ・カリフィカドーラ・デ・リエスゴ・エス・エー
- 7 フィッチ・レーティングス・リミテッド
- 8 フィッチ・セントロアメリカ・エス・エー
- 9 フィッチ・オーストラリア・プロプライエタリー・リミテッド
- 10 フィッチ・コスタリカ・カリフィカドーラ・デ・リエスゴ・エス・エー
- 11 フィッチ・レーティングス・シンガポール・プライベート・リミテッド
- 12 フィッチ・レーティングス・エスパーニャ・エス・エー・ユー
- 13 フィッチ・レーティングス（タイランド）リミテッド
- 14 フィッチ・レーティングス（ベイジン）リミテッド
- 15 フィッチ（ホンコン）リミテッド
- 16 フィッチ・ノース・アフリカ・エス・エー
- 17 フィッチ・チリ・クラシフィカドーラ・デ・リエスゴ・リミターダ
- 18 フィッチ・ドイチュラント・ゲーエムベーハー
- 19 フィッチ・リパブリカ・ドミニカーナ・エス・アール・エル
- 20 フィッチ・ターキー・フィナンサル・デレセレン・ディルメ・ヒゼメトレリ・エー・エス
- 21 フィッチ・レーティングス・ブラジル・リミターダ
- 22 フィッチ・フランス・エス・エー
- 23 フィッチ・ベネズエラ・ソシエダ・カリフィカドーラ・デ・リエスゴ・エス・エー
- 24 フィッチ・ポルスカ・エス・エー
- 25 フィッチ・サザン・アフリカ（プロプライエタリー）リミテッド
- 26 フィッチ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・ブイ
- 27 フィッチ・レーティングス・シー・アイ・エス・リミテッド

照会先：コンプライアンス室（東京）03-3288-2628

メディア照会先：03-3288-2977

さらなる情報については、弊社ウェブサイト [www.fitchratings.com](http://www.fitchratings.com) / [www.fitchratings.co.jp](http://www.fitchratings.co.jp)（日本語）より入手可能です。

フィッチの全信用格付は、所定の制約及び免責の対象となっています。弊社ウェブサイトから当該制約及び免責事項をご覧ください（[www.fitchratings.co.jp](http://www.fitchratings.co.jp)：「格付の定義」>「信用格付を理解する：利用と制約」）。さらに、格付の定義及び利用規約は弊

---

社のウェブサイト [www.fitchratings.co.jp](http://www.fitchratings.co.jp) に掲載されています。公表された格付、格付基準、格付手法も同サイトに常時掲載されています。フィッチの行動規範、守秘義務、利益相反、関連会社間のファイアウォール、コンプライアンス及びその他の方針・手続等も [www.fitchratings.com/](http://www.fitchratings.com/) [www.fitchratings.co.jp](http://www.fitchratings.co.jp) 上の「Code of Conduct」/「行動規範」のセクションにてご覧いただけます。